

贈与活用術

今回は贈与活用術について考えていきます。

1. 贈与税とは

贈与税というと、皆様はどういうイメージを持たれるでしょうか？

「110万円まで贈与税がかからないよね。」だとか「贈与税って一番高い税金だよ。」とかそんなイメージでしょうか。

同じ財産をもらうのでも、「相続でもらう」のと「贈与でもらう」のとでは違いがあります。

①財産をもらう人の違い

たとえば、財産をもらう人。亡くなった方から相続により財産をもらう場合、相続税がかかるのは皆様ご存知の通り。相続と贈与の大きな違いは、相続は財産をもらう人が限定されますが、贈与は財産をもらう人に限定はない、ということです。

相続で財産をもらうためには、婚姻関係や血縁関係が大きく影響します。

相続で財産がもらえるのは、遺言がない限り「法定相続人」のみです。

しかし贈与はもらう人の限定はありません。誰からでも誰にでも血縁関係があろうがなかろうが関係ありません。

何かお金や物といった財産を無償でもらった場合には、贈与税の課税対象となります。税金の世界では、何かをもらったら、つまり得をしたら、利益が生じたとみなされ、課税されるという仕組みを取っています。

②税率の違い

相続税と贈与税の税率を比べると贈与税の方が、圧倒的に税率が高くなっています。

理由としては、贈与税はもともと相続税を補完する税として設けられたからです。

仮に生前に財産を全て贈与してしまえば、相続税がかからず、生前贈与した人としていない人との間に不公平が生まれます。

そのため、課税の公平性を保つために、贈与税の税率は相続税と比べ高くなっています。

2. 贈与税の具体的計算

贈与税が一番高い税金といわれていますが、今度は具体的な金額でみてみます。

例えば1,000万円を現金でもらったとしましょう。この金額にかかる贈与税の課税対象は基礎控除額(110万円)を超える890万円(1,000万円-110万円)となります。税率は40%(一般税率)。計算してみると890万円×40%-125万円(控除額)=231万円です。

せっかく1,000万円をもらっても手残りは769万円(1,000万円-231万円)、約3/4に減ってしまうことになります。

しかし高い！高い！と言っても始まりません。ちょっと工夫すれば贈与税も相続税節税としての利用価値があります。

3. 相続税節税としての生前贈与

資産家の方で、相続税の税率が40%や50%になる方の場合、これよりも低い贈与税率で少しずつ贈与していけば、税率の差が節税につながります。

また、贈与税は暦年(毎年1月1日～12月31日までの1年間)で課税されるため、110万円の基礎控除も毎年使えます。例えば310万円までの贈与であれば、税率は10%となるため、これを毎年複数回実行すると、かなりの節税効果が見込めます。

また、贈与税には他にも「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税(上限1,500万円※)」や「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税(上限1,500万円)」などの規定があります。これらの制度を組み合わせれば、より一層の節税効果が期待できます。

ただし、こういった制度を使うためにはいくつかの要件があります。また、贈与時には非課税でも、いざ相続が発生した時に相続財産に加算される、という期間制限もあります。

人によって適する節税プランは異なりますので、興味を持った方は是非朝日税理士法人の資産税チームにご一報を。(文責：櫻井紀昌)



※令和2年4月1日～令和3年3月31日までに契約を締結した場合で、省エネ等住宅を取得した場合。消費税率は10%。